

公 告

陸上自衛隊航空学校宇都宮校
分校長 古 賀 幹 徳
(公 印 省 略)

北宇都宮駐屯地開設記念行事における野販売店の設置及び経営を行う業者の募集について

北宇都宮駐屯地開設53周年記念行事における野販売店の設置及び経営を行う業者を次のとおり募集する。

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名
野販売店の設置及び経営
- (2) 業務場所
栃木県宇都宮市上横田町1360（陸上自衛隊北宇都宮駐屯地内）
- (3) 業務日
令和8年5月中旬から6月上旬の1日間（応募業者には実施日が決定し次第、改めて通知する。）ただし、災害派遣、気象及び情勢等により、日程変更、中止及び企画数の変更の場合がある。
- (4) 販売品目
食品、飲料水（アルコールを除く。）、雑貨、自衛隊グッズ、その他自衛隊イベントに相応しい品目

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしている者ではないこと。

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) その他
細部については、募集要領及び仕様書を参照

3 募集期間及び募集要領等の取得方法

- (1) 募集期間
令和7年12月1日(月)から令和7年12月19日(金)
- (2) 電子データによる取得方法
陸上自衛隊東部方面会計隊HP(「東部方面会計隊 公募」で検索)
<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/koubo.html>
北宇都宮駐屯地HP(「北宇都宮駐屯地 公式」で検索)
<https://www.mod.go.jp/gsdf/kitautunomiya/>
- (3) 上記によりがたい場合は5項の「問い合わせ先」に連絡されたい。

4 説明会

公募に関する説明会は実施しない。質問事項は5項の問い合わせ先に連絡されたい。

5 問い合わせ先

〒321-0106 栃木県宇都宮市上横田町1360
陸上自衛隊航空学校宇都宮校 総務課厚生班 福島、保坂
電 話 028-658-2151 (内線250、252)
F A X 028-658-2151 (切替514)
e-mail adm-su-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp

北宇都宮駐屯地開設 53 周年記念行事

野外売店仕様書

北宇都宮駐屯地

仕様書（その1）

1 業務件名及び内容

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地53周年行事における野販売店の設置及び経営

2 相手方（出店業者）の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長（以下、「甲」という。）が決定する。

3 国有財産の使用許可

- (1) 国有財産許可申請手続きは、記念行事実行本部長（以下、「実行本部長」という。）が取りまとめて代理人申請するものとし、相手方（以下、「丙」という。）は許可申請に関する権限を委任するものとする。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 丙が国有財産使用許可条件に違反したとき。
 - イ 国において使用物件を必要とするとき。

4 国有財産使用料の取扱い

丙は指定期日までに実行本部長に国有財産使用料を支払い、甲は野販売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を取りまとめ、納付期日までに国庫に支払う。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 費用負担

本業務に伴うごみ処理料等は丙の負担とする。丙は指定期日までに実行本部長にごみ処理料を支払うものとする。

※実行本部長が来訪者用ごみコンテナを設置し、専門業者に処分を委託する。

7 光熱水料

業務に必要な電気、ガス及び水は、原則として業者が準備すること。

8 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において野販売店を管理し、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

9 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。また、食品を扱う業者については、駐屯地衛生担当者の指示に従うこと。

10 損害賠償

丙は、債務不履行の場合の義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

11 自己都合による業務の解除（出店の取消）

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、甲に通知し、担当職員の指示に従い解除することができる。ただし、自己都合による辞退の場合であっても、既に申請した国有財産使用料は徴収する。

12 業務仕様

- (1) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 設置、撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、営業許可を取得した者以外は、販売してはならない。
- (4) 丙は、営業にあたり野外売店設置場所及びその周辺を汚損する恐れがある場合は、事前に養生するとともに、営業終了後、設置場所周辺の清掃を行うとともに原状回復について一切の責任を負うものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員の指示に従うこと。

仕様書（その2）

- 1 業種
食品、飲料水（アルコールを除く。）、雑貨、自衛隊グッズ、その他自衛隊イベントに相応しい品目
- 2 設置場所
北宇都宮駐屯地内 中央道
- 3 出店数
30店舗程度とする。
ただし、店舗数が著しく少ない又は過多と判断した場合は、複数出店を希望する業者と店舗数の調整を行い決定する。また、災害派遣、気象及び情勢等により出店数を変更する場合がある。
- 4 1店舗の面積
幅6m×奥行き4m（24㎡）の範囲内
- 5 店舗の形態
定められた面積の範囲内に、屋根型天幕（中、小）又はキッチンカーを設置
- 6 国有財産（土地）使用料
金額：未定
※1㎡単価×使用面積（24㎡）×日数
- 7 ごみ処理料
金額：未決定（前年度実績 598円／店舗）
※処理料÷店舗数（天幕・車両数）
- 8 実施日、実施時間等
 - (1) 実施日
令和8年5月中旬から6月上旬の1日間（日程が決定次第、改めて通知する。）
雨天決行（予定）
 - (2) 実施時間
駐屯地開放時間：0800～1400（予定）
準備、営業時間：0600～1400（予定）
- 9 その他
 - (1) 店舗（天幕）ごとにゴミ箱を1個以上設けること。
 - (2) 火気を取扱う店舗は、店舗ごと消火器を設置し、駐屯地防火担当者の指示に従うこと。
 - (3) 油汚れ等防止のため、店舗内及びその周辺（道路上）を養生すること。なお、油汚れ等があった場合には丙の責任で速やかに清掃を実施し汚れを落とすこと。

北宇都宮駐屯地開設 53 周年記念行事

野外売店募集要領

北宇都宮駐屯地

募 集 要 領

1 概 要

栃木県宇都宮市上横田町1360に所在する陸上自衛隊北宇都宮駐屯地開設53周年記念行事において、来場者に対しサービスの提供を行うため、野販売店の出店業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく全てを自社で適正に履行できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 出店場所

栃木県宇都宮市上横田町1360 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地内

4 出店条件

- (1) 出店（設置）方法
国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 出店業種
食品、飲料水（アルコールを除く。）、雑貨、自衛隊グッズ、その他自衛隊イベントに相応しい品目を販売する業種
- (3) 出店許可日及び出店準備
令和8年5月中旬から6月上旬の間の1日間（日程が決定次第、改めて通知する。）ただし、災害派遣、気象及び情勢等により、日程の変更、中止及び企画数の変更の場合がある。
- (4) その他
仕様書のとおり

5 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

出店を希望する者は、ウの提出期限までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1 部 (別紙様式第 1)

(イ) 企画提案書 1 部 (別紙様式第 2)

a 主な販売予定商品・販売価格表 (別紙様式第 3-1 又は 3-2)

b 販売従事者管理 (身元管理、健康管理等) 及び人員配置

c ゴミ・廃棄物の処分方法

d クレーム等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

e 自衛隊に対する協力性

f 会社等の概要

g 自社アピール資料 (任意)

(ウ) 国有財産許可申請に関する権限の委任状 (別紙様式第 4)

(エ) 誓約書 (別紙様式第 5)

(オ) 役員名簿 (別紙様式第 6)

(カ) その他関係書類各 1 部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

a 業務確約書 (別紙様式第 7)

b 戸籍謄本 (法人である業者は登記簿謄本 (発行後 3 カ月以内のもの。団体は会則等))

c 営業経歴書 (団体については活動内容がわかる書類)

d 財務諸表 (直近のもの)

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書 (発行後 3 カ月以内のもの。)

f 会社(団体)概要 (パンフレット可、団体は不要)

g 印鑑証明書

h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し (該当する場合のみ。)

注：防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c、d 及び e に定める書類に代えることができる。

(キ) 出店計画 (別紙様式第 8)

イ 提出先

陸上自衛隊航空学校宇都宮校 総務課 厚生班長

(住所) 〒321-0106 栃木県宇都宮市上横田町1360

(電話) 028-658-2151 内線 (250)

ウ 提出期限

令和 8 年 1 月 16 日 (金) 午後 4 時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、駐屯地の選考委員による書類選考及び総合的審

査を行い、出店業者を決定する。選考には自衛隊に対する協力性、特に、北宇都宮駐屯地への協力性を重視する。なお、選考結果に対する異議等は受け付けない。

8 選考結果通知日（予定）

令和8年2月6日（金）（出店可能業者のみに通知）

9 出店に関する注意事項等

業者決定後、記念行事の1カ月前を基準に注意事項等の資料を郵送する。出店に関する質問、事前の現地確認が必要な場合は、随時問い合わせられたい。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
航空学校宇都宮分校長 殿

所 在 地 〒

.....
フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名 印

フリガナ
担当者氏名 :

電 話 番 号 :

F A X :

電子メールアドレス :

.....
栃木県宇都宮市上横田町1360に所在する陸上自衛隊北宇都宮駐屯地開設第53周年記念日において、野外売店の出店を希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※1業者（1団体等）につき、1部提出してください。

※商号又は名称、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

商号又は名称：

1	主な販売予定商品・価格表（別紙様式第3）
2	販売従事者管理(健康管理等)及び人員配置 (1) 販売予定従事者の人数等 (2) 身元管理 (3) 健康管理
3	ゴミ・廃棄物の処分方法
4	クレーム等、事故・トラブルが発生した場合の対処方法
5	自衛隊に対する協力性（特に北宇都宮駐屯地に対する協力性）
6	会社等の概要 会社概要等の書類を提出する場合は不要 (1) 所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 従業員（会員）数 (5) 店舗（支部）数
7	自社アピール資料（A4用紙1枚程度、様式随意） ※書類審査に使用するため、 20部提出

委 任 状

北宇都宮駐屯地開設53周年記念行事
実行本部長 辻田 忠弘 殿

下記について委任します。
ただし、使用許可書に付されるすべての条件について遵守します。

記

- 1 北宇都宮駐屯地開設53周年記念行事における国有財産（土地）の使用許可手続について
- 2 上記に関連する会計処理について

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称 印

代 表 者 名 印

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第6により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

TEL :

商号又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日

役員名簿				
商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所

※1 法人の場合は、役員又は支店もしくは営業所の代表者及び経営に実質的に関与している者を記載する。

※2 団体の場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載する。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
航空学校宇都宮分校長 殿

「陸上自衛隊北宇都宮駐屯地開設53周年記念日における野外売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名 ㊟

※申請印は登録印を使用してください。

出店計画

商号又は名称	
--------	--

出店概要	<p>1. 出店形態 (いずれかに<input checked="" type="checkbox"/>)</p> <p><input type="checkbox"/>テント×_____張り <input type="checkbox"/>キッチンカー</p> <p>2. 販売品目 (いずれかに<input checked="" type="checkbox"/>)</p> <p><input type="checkbox"/> (主に) 食品 <input type="checkbox"/> 食品以外</p> <p>3. 前日の資材等設置の有無 (いずれかに<input checked="" type="checkbox"/>)</p> <p><input type="checkbox"/>前日に資材設置 <input type="checkbox"/>当日準備</p> <p>(※前日設置の場合、国有財産使用料は2日分徴収する。)</p>
------	--

火気等使用 (いずれかに)

無

有 (有の場合、下記に詳細を記入)

火気使用器具名	個数	燃料種別	燃料の量 (kg、ℓ)	消火器 本数